

京都府立清明高等学校 P T A 総会資料について

1 ホームページ掲載資料

(1) 令和7年度清明高等学校P T A総会について (御案内)

(2) 議案書

ア 令和6年度事業報告	第1号議案
イ 令和6年度会計決算報告	第2号議案
ウ 令和7年度事業計画(案)	第3号議案
エ 令和7年度予算(案)	第4号議案
オ 京都府立清明高等学校P T A規約 (改訂案)	第5号議案

(3) 令和7年度P T A活動方針

(4) 令和7年度本部役員

2 配布したもの

(1) 令和7年度 清明高等学校P T A総会について (御案内)

3 回答方法

議案書を御確認のうえ、表決回答フォームより御回答ください。

※委任される方も、必ず御回答をお願いします。

4 回答期日

令和7年7月18日 (金) 正午

令和7年7月9日

P T A会員の皆様

京都府立清明高等学校 P T A
会 長 江 村 木 梢
京 都 府 立 清 明 高 等 学 校
校 長 川 畑 由 美 子

令和7年度 清明高等学校 P T A総会について（御案内）

平素は本校の P T A活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、P T A総会を書面総会とオンライン議決による審議とすることを先日御案内いたしましたが、以下のように実施いたします。

つきましては、本校ホームページにて P T A総会の議案書等を御確認のうえ、下記の二次元コード（U R L）からオンライン表決の御回答をお願いいたします。

今後とも、P T A活動に御協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 議案書掲載場所

清明高校ホームページ

https://www.kyoto-be.ne.jp/seimei-hs/cms/?page_id=283



2 議案書掲載開始日

令和7年7月9日（水）

3 審議の方法

議案書を御確認のうえ、次の表決回答フォームより御回答ください。

<https://forms.office.com/r/yjNwpRube>



4 回答期日

令和7年7月18日（金）正午

5 その他

- ・1家庭1回答厳守でお願いします。
- ・いただいた個人情報は、令和7年度 P T A総会のみで使用し、適正に取り扱います。
- ・御不明な点は、清明高校総務企画部にお問い合わせください。

【第1号議案】

令和6年度PTA事業報告

行事・委員会など	内 容
P T A 総 会	・7/19開催(書面審議) ・PTA会員数444名(家庭数・教職員含む) ・提出数 書面表決書 57枚、委任状 175枚提出 ・総会成立
本 部 役 員 会	・5/31、7/19、10/16、1/29、3/11 計5回開催
学 校 祭 (つ ば め 祭)	・11/1 受付業務、生徒へのお茶の配付、記録(写真撮影) ・11/2 受付業務、茶道部茶席の補助、記録(写真撮影) ＊役員以外に、10名の方にボランティアとして御協力いただいた ・茶話会(Swallow Café)の開催
つ ば め 杯	・3/11・12 生徒へのお茶の提供 ・3/12 生徒ボランティアと協力し、カップスープの提供
広 報	・PTA会報「想」発行 9/30(第20号)、3/1(第21号)
文 化 教 養	・10/16 薬膳講習会 参加者 25 名 ＊希望者には当日5限の授業参観を実施
進 路	・1/29 分野別進路説明会(進路支援部と共催) 参加者 21 名 ＊全 30 分野から、希望する2分野の模擬授業に生徒と一緒に参加
茶 話 会 (Swallow Café)	・10/16 薬膳講習会後 参加者 23 名 ・11/2 つばめ祭 参加者 19 名 ・1/29 分野別進路説明会後 参加者 11 名
清 明 ワーキングクルーフ	・ミーティングへの参加
P T A 連 合 会 関 連 事 業	・6/14 京都府立高等学校PTA連合会総会・研究大会(参加2名) ・7/9 京都府立高等学校PTA連合会指導者中央研修会(参加3名) ・7/14 近畿地区高等学校 PTA 連合会大会京都大会(参加者5名) ・8/22・23 全国高等学校 PTA 連合会大会「茨城大会」(参加3名) ・11/20 京都府立高等学校 PTA 連合会指導者研修会 分科会発表 (参加1名)
そ の 他	・保護者宛て連絡メールの登録・利用 ・卒業式に向けて生徒用コサージュの寄贈 ・プランター、花苗の購入 ・全女子トイレに生理用品の設置

【第2号議案】

令和6年度 清明高等学校PTA会計決算報告書

<総括>		(単位：円)		
科目	収入	支出	次年度繰越額	備考
PTA会計	2,684,750	2,043,724	641,026	

<収入の部>					(単位：円)
項目	節	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備 考
繰越金	前年度繰越金	592,862	592,862	0	令和5年度からの繰越
会費	会費収入	2,131,200	2,091,200	-40,000	保護者1,886,400、教職員244,800円
雑収入	雑収入	8	688	680	預金利息
合 計		2,724,070	2,684,750	-39,320	

<支出の部>		(単位：円)			
項目	節	予算額 (A)	決算額 (B)	(A) - (B)	備 考
運営費		155,000	117,832	37,168	
	事務費	100,000	84,040	15,960	事務用品、振込手数料
	通信費	5,000	2,092	2,908	書類、資料等郵送料
	旅費	50,000	31,700	18,300	役員交通費等
分担金	各種分担金他	89,480	89,480	0	高文連分担金、PTA連合会会費
保険料	会員傷害保険料	207,500	207,500	0	全高P連賠償責任保険他
弔慰金	会員弔慰金	40,000	0	40,000	
事業費		900,000	574,278	325,722	
	委員会費	460,000	279,894	180,106	
	本部費	70,000	3,004	66,996	茶話会用お茶、茶菓子
	進路委員会	60,000	0	60,000	
	文化教養委員会	40,000	23,340	16,660	文化教養教室講師謝金等
	広報委員会	290,000	253,550	36,450	PTA会報印刷
	行事活動費	120,000	104,344	15,656	メール配信サービス、学校行事生徒軽食他
	会員研修費	320,000	190,040	129,960	全国大会等会議参加交通費等
	教育振興費	1,180,000	1,004,634	175,366	
	教育活動補助費	340,000	279,157	60,843	花苗、生徒用生理用品他
	進路指導補助費	70,000	68,502	1,498	進路指導資料他
	部活動補助費	400,000	287,000	113,000	全国・近畿大会出場生徒補助金
	生徒図書充実費	140,000	139,975	25	図書館閲覧用図書
	卒業記念品費	230,000	230,000	0	卒業記念品等
特別会計繰入		50,000	50,000	0	特別会計積立金
予備費		102,090	0	102,090	
合 計		2,724,070	2,043,724	680,346	

令和6年度 清明高等学校PTA特別会計決算報告書

<総括>		(単位：円)		
科目	収入	支出	次年度繰越額	備考
PTA特別会計	1,450,111	1,400,000	50,111	各種特別事業に対する拠出金

<収入の部>		(単位：円)	
項目	収入済額	備考	
前年度繰越金	1,400,031	繰越金	
積立金	50,000	積立金	
雑収入	80	預金利息	
合計	1,450,111		

<支出の部>		(単位：円)	
項目	支出済額	備考	
周年事業拠出金	1,400,000		
合計	1,400,000		

上記のとおり令和6年度収入、支出の状況を報告します。

令和7年5月22日

京都府立清明高等学校 PTA会計 岩佐 美矢子 ㊞
会計 森 まり子 ㊞

監査報告

令和6年度京都府立清明高等学校PTA会計の会計帳簿、通帳、証拠書類等について
監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和7年5月26日

京都府立清明高等学校PTA会計監査 藪田 康子 ㊞ 西村 嘉人 ㊞

【第3号議案】

令和7年度事業計画(案)

1 基本的な考え方

事業の実施にあたっては、規約第 13 条に定めるとおり、必要な委員会を設けた上で、委員会ごとに事業を企画・立案し、総会の承認を経て実施するものです。

本校の実状に合わせ、今年度は進路、文化教養、広報の3つの専門委員会を企画運営する担当者を定めた上、茶話会(Swallow Café)の運営等、専門委員会に該当しないイベントについては有志を募って運営し、清明高等学校のPTA活動を充実させていきます。

本校らしいフレックスなPTA活動を実現するため、本部役員の中から専門委員活動の主な担当者を選出し、業務を担います。

2 事業計画

基本的には昨年度までの事業を踏襲しつつ、現状の役員体制に見合った形で、本部役員主催の「会員の親睦・教養を深める行事」を実施予定です。

PTA会員の皆様には、奮って御参加いただきますよう、お願い申し上げます。

活動項目	事業計画
本 部	・学校行事への支援 ・PTAの広報活動 ・PTA会員の親睦・教養を深める行事 ・清明ワーキンググループへの参加
進 路	・進路支援部と連携した進路指導への協力 ・保護者対象進路行事の実施
文 化 教 養	・文化教養教室の開催
広 報	・PTA会報「想」の発行(年2回) 前期(9月末) 後期(3月上旬)

令和7年度 清明高等学校PTA会計予算書（案）

（単位：円）

＜収入の部＞

項目	節	予算額（A）	前年度予算額（B）	増減（A）－（B）	備 考
繰越金	前年度繰越金	641,026	592,862	48,164	
会費	会費収入	1,806,000	2,131,200	-325,200	保護者4,200円×380人 令和7年度より 教職員4,200円×50人 月額350円に変更
雑収入	雑収入	674	8	666	預金利息
合 計		2,447,700	2,724,070	-276,370	

＜支出の部＞

（単位：円）

項目	節	予算額（A）	前年度予算額（B）	増減（A）－（B）	備 考
運営費		124,000	155,000	-31,000	
	事務費	80,000	100,000	-20,000	事務用品、封筒印刷、振込手数料等
	通信費	4,000	5,000	-1,000	書類等郵送料
	旅費	40,000	50,000	-10,000	役員会交通費等補助
分担金	各種分担金他	89,290	89,480	-190	高文連分担金 PTA連合会会費
保険料	会員傷害保険料	205,800	207,500	-1,700	全高P連賠償責任保険 PTA会員行事参加傷害保険
弔慰金	会員弔慰金	40,000	40,000	0	
事業費		650,000	900,000	-250,000	
	委員会費	360,000	460,000	-100,000	
	本部費	10,000	70,000	-60,000	本部活動費
	進路委員会	10,000	60,000	-50,000	進路講演会他
	文化・教養委員会	30,000	40,000	-10,000	文化教養教室講師謝金等
	広報委員会	310,000	290,000	20,000	PTA会報印刷代他
	行事活動費	50,000	120,000	-70,000	ZOOM契約料 学校祭他行事活動用物品
	会員研修費	240,000	320,000	-80,000	全国大会参加費用、教育講演会講師謝金等
教育振興費		1,200,000	1,180,000	20,000	
	教育活動補助費	360,000	340,000	20,000	生徒行事・活動等補助
	進路指導補助費	70,000	70,000	0	進路関係図書、資料等
	部活動補助費	400,000	400,000	0	全国・近畿大会参加生徒旅費等補助
	生徒図書充実費	140,000	140,000	0	定期刊行物・図書等
	卒業記念品費	230,000	230,000	0	卒業記念品
特別会計繰入		50,000	50,000	0	特別事業拠出金
予備費		88,610	102,090	-13,480	
合 計		2,447,700	2,724,070	-276,370	

令和7年度 清明高校PTA特別会計予算書（案）

（単位：円）

予算額				備 考
前年度末残高	今年度繰入額	雑収入	計	
50,111	50,000	39	100,150	各種特別事業に対する拠出金

京都府立清明高等学校PTA規約（改定案）

改訂箇所を分かりやすくするため、削除部分は~~見え消し~~、追加部分は~~朱書き~~で記載しています。

第1章 総 則

（名称・事務所）

第1条 本会は京都府立清明高等学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

（目的）

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校・家庭及び地域社会との連携を深め、教育環境の改善を支援するとともに、会員の教養向上と生徒の福祉増進を目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学校教育及び家庭教育に対する理解を深め、教育環境の改善を支援し、生徒の福祉増進を目的とする事業
- （2）会員の生涯学習、及び親睦の強化に関する事業（研修会・機関誌の発行）
- （3）地域青少年の福祉増進のため活動する諸団体と連携した事業
- （4）その他、本会の目的を達成するため、適切と思われる事業

（性格）

第4条 本会は社会教育関係団体であり、政治的・経済的・宗教的団体、並びに他のいかなる団体の干渉も受けない。

（会員の権利・義務）

第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者、及び教職員に限る。また、会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第2章 役 員

（役種・定数等）

第6条 本会に次の役員を置く。なお、教職員会員は会長が委嘱する。

1 役員

- （1）会 長 1名程度 保護者会員より選出する。
- （2）副 会 長 2名程度 保護者会員より選出する。
- ~~（3）書 記 2名程度 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。~~
- ~~（4）~~（3）会 計 2名程度 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。
- ~~（5）~~（4）本部委員 若干名 保護者会員より選出する。

2 会計監査 2名程度 保護者会員・教職員会員より各1名選出する。

(任務)

第7条 役員及び会計監査の任務は次のとおりである。

1 役員

(1) 会長は本会を代表し、会務をつかさどり、すべての会議を召集する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。

~~(3) 書記は会長のもとで事務を助け、特に記録文書に関する庶務に当たる。~~

~~(4)~~ (3) 会計は会計に関する事務を行い、総会に会計報告をする。

~~(5)~~ (4) 本部委員は会長のもとで会の運営に関する協議を行い、会務の執行に協力する。

2 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は選出の日からその年度末までとする。但し、PTA設立年度に限り、役員の任期は選出の日から次年度末までとする。また、再選を妨げない。なお、次年度の後任者が決定するまで、その任務を行なう。

(選挙)

第9条 役員の選挙は毎年度、別に定める役員選挙細則によって行う。但し、PTA設立年度に限り、設立総会において立候補した者の中から役員を選出する。

第3章 機 関

(機関)

第10条 本会の運営は次の機関によって行う。

総会、役員会、委員会

(総会)

第11条 総会は本会の最高の議決機関で、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定改廃

(2) 予算の決定、決算の承認

(3) 年間事業の決定

(4) 役員会処理事項の報告

(5) その他必要な事項

2 定例総会は毎年1回開催することとし、臨時総会は役員会の決定又は、会員の7分の1以上の要請があれば開催することができる。総会は、会長が招集し、開催はその5日前までに議案を付して全会員に通知しなければならない。なお、総会の定足数は会員総数の5分の1以上とする。

3 総会の議長は役員外より選出する。

(役員会)

第12条 役員会は校長・副校長の参加の上、役員をもって構成し、次の事項を協議し会務の執行に努力する。

- (1) 総会に基づく事項
 - (2) 緊急に処理すべき事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 役員会は構成員の過半数の出席がなければ開催することはできない。また、会長は運営上、拡大役員会として、各委員会の代表の出席を求めることができる。

(委員会の設置)

第13条 役員会は必要事項会務の円滑を期するため、必要な委員会を設けることができる。

(議決方法・委任状)

第14条 議事は多数決で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。出席できない会員又は役員は委任状を提出するものとする。なお、委任状の取り扱いは、これを出席と認め、議長に一任するものとする。第11条第1項第1号(規約の制定改廃)は3分の2以上の賛成を要する。

第4章 会 計

第15条 会員は総会により決定された額を会費として納入する。本会の経費は会費その他の収入によってまかなう。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。但し、PTA設立年度に限り、会計年度は設立総会の日から翌年3月末までとする。

付 則 本規約は平成27年10月3日より実施する。
本規約は令和3年4月1日より実施する。
本規約は令和5年7月21日より実施する。
本規約は令和7年7月22日より実施する。

弔慰規定

第1条 弔慰基準は次のとおりとする。

- (1) 会員又は生徒の死亡の場合 5,000円と櫛(生花)又はこれに相当する物
- (2) 会員の配偶者死亡の場合 5,000円

第2条 この規定により支払われた弔慰金の返礼は、一切受け取らないものとする。

令和7年7月9日

清明高校PTA規約役員選挙細則について（改定案）

（目的）

第1条 この役員選挙細則は、役員選出が円滑に進められるよう、PTA規約第9条により必要な事項を定める。

（役員）

第2条 役員とは、PTA規約第6条に定める会長・副会長・~~書記~~・会計・~~本部委員~~のことをさす。

（役員の選出）

第3条 役員の選出は、自薦・他薦を問わず、あらかじめ定めた期日までに選挙管理委員会に届け出ることとし、年度当初の総会において信任を得るものとする。

（選挙管理委員会）

第4条 役員会は、毎年2月末までに、役員選挙のために、臨時の選挙管理委員会を設置し委員を委嘱する。

2 選挙管理委員会は、教職員会員から2名をもってこれにあてる。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

4 選挙管理委員会は、役員選挙に関する手続き及び事務作業を行う。

5 選挙管理委員会は、新役員決定後解散する。

（細則改正の手続）

第5条 この細則の改正については、本部役員会の発議により提案し、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

（付則）

第6条 年次委員の立候補の呼びかけについて、入学予定者の保護者に対しては、3月に実施される入学予定者保護者説明会並びに4月の清明高校PTA入会式において行うこととし、在校生保護者に対しては3月中に文書で行うものとする。

第7条 この役員選挙細則は、令和~~5~~-7年7月~~21~~22日より実施する。

清明高校PTA規約

（選挙）第9条

役員選挙は毎年度、別に定める役員選挙細則によって行う。但し、PTA設立年度に限り、設立総会において立候補した者の中から役員を選出する。

令和7年度 PTA 活動の方針

1. 方針

- ・清明らしいフレックスな PTA 組織
- ・「PTA 活動＝負担」から、「PTA 活動＝楽しい！」への転換
- ・会員同士の交流の場の充実

2. 方法

- ・新型コロナウイルス流行前に戻るのではなく、コロナ禍で取り組んで良かったことや、そこで得たノウハウは今後も継承する。(オンラインや非対面による効率化)
- ・行事の際には会員の中からボランティアを募り、会員の方に PTA 活動や学校を身近に感じていただく機会を増やす。
- ・役員や会員が PTA 活動の見通しを持ちやすいように、年間の計画(行事の時期)をできる限り事前に共有する。
- ・会長や特定の役職に仕事が偏らないよう、協力・分担・業務の見直しをする。
- ・保護者同士の交流の場として、茶話会(交流会)を令和5年度より実施。学校での対面形式、オンライン等方法も検討していく。
⇒つばめ祭、進路行事等、保護者が参加しやすいタイミングでの実施を検討する。
- ・入学希望者保護者に対して、PTA 主催の情報提供の場を設定する。

3. 役員決定について

役職を定めず役員の立候補を募って選挙を行い、後日、御本人の希望を元に役職を調整・決定する。

4. 規約について

現状に見合わない規約の文言などは改訂し、状況に対応できる形に変更。(令和7年度改訂)

5. 会費について

個人の負担を減らすため、令和7年度から減額する。→年間 4,200 円(350 円/月)

※すでに前期分を400円/月で徴収しているため、差額については後期徴収時に調整します。

6. その他

役員への交通費の支給は、自宅から学校の交通費を積算し、役員会等出席回数に応じて支給。会長・校長会への交通費、全国大会への参加費等も実態に応じて支給。

令和7年7月9日

令和7年度PTA本部役員一同

令和7年度 清明高等学校PTA役員

役職	氏名	年次
会長	江 村 木 梢	S 年次
副会長	大 森 勢 津	S 年次
会計	井 筒 愛 美	G 年次
会計	森 ま り 子	教職員
広報委員	新 庄 理 奈	F 年次
広報委員	田 原 香 苗	M 年次
進路委員	竹 林 富 美 代	G 年次
進路委員	伊 澤 香 奈 子	M 年次
文化教養委員	片 桐 綾 子	F 年次
文化教養委員	山 内 久 美 子	G 年次
会計監査	藪 田 康 子	M 年次
会計監査	西 村 嘉 人	教職員

*G(卒業)年次、S(中間)年次、M(中間)年次、F(入学)年次

*本部役員につきましては、先日の選挙により全員が信任され、第1回役員会議において役職が決定しました。

*PTA規約第6条により、会計の教職員は会長が委嘱しています。

*子どもたち、学校の教育活動へのサポートと共に、PTA 会員の皆様の交流の場を設けていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。